

期日指定定期預金

1. 商品名(愛称)	<ひろぎん> 期日指定定期預金
2. 販売対象	個人のみ
3. 期間	3年以内(ただし、1年の据置期間が必要です) 預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100円以上(ただし、自動継続のお取扱いは1万円以上)300万円未満 * 当行のATMで預入した場合、1万円以上300万円未満 1円単位
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。(満期日は1ヵ月前までにご指定下さい) 預入日から1年経過後は1万円以上1円単位で一部払い戻しも可能です。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。ただし、預入期間2年未満と2年以上の二段階の期間別金利設定を行います。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした計算(1年毎の複利計算)。1年を365日とする日割による計算
7. 手数料	なし
8. 付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乘せした利率です。 ・ マル優の取扱いができます。 ・ 普通預金との間で資金を自動的に振替えるスウィングサービスの取扱いができます。
9. 中途解約時の 取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>6ヵ月未満.....解約日の普通預金利率 6ヵ月以上1年未満.....約定利率×40% 1年以上1年6ヵ月未満.....約定利率×50% 1年6ヵ月以上2年未満.....約定利率×60% 2年以上2年6ヵ月未満.....約定利率×70% 2年6ヵ月以上3年未満.....約定利率×90%</p>
10. 金融商品販売法 における 重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。
11. その他参考と なる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。
12. 紛争に関する 事項	<p>本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。</p> <p>名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772</p>